

第10次山梨県交通安全計画施策体系図

～交通事故のない社会の実現～

根拠 交通安全対策基本法
都道府県交通安全対策会議は、内閣府に設置される中央交通安全対策会議の作成する交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

期間 平成28年度～平成32年度(5箇年)
基本理念 交通事故のない社会を目指す。
推進主体 (1) 行政機関(県、国の地方行政機関、市町村)
(2) 事業者、交通関係団体、ボランティア等
(3) 県民

山梨県交通安全計画

道路交通の安全

鉄道交通の安全

踏切道における交通の安全

I 交通安全計画における目標

- 年間の交通事故件数を4,400件以下とする。※
- 年間の交通事故死者数を30人以下とする。※
- 飲酒運転の根絶を目指す。
- 全席シートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指す。
※計画最終年(平成32年)における目標

I 交通安全計画における目標

- 乗客の死者数ゼロを目指す。
- 運転事故全体の死者数減少を目指す。

I 交通安全計画における目標

- 踏切事故件数ゼロを目指す。

II 道路交通の安全についての対策

- 1 今後の道路交通安全対策を考える視点
 - (1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象
 - (2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

II 鉄道交通の安全についての対策

- 1 今後の鉄道交通安全対策を考える視点
 - (1) 重大な列車事故の未然防止
 - (2) 利用者等の関係する事故の防止

II 踏切道における交通の安全についての対策

- 1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点
 - (1) 開かずの踏切対策や高齢者等の歩行者対策
 - (2) 効果的な対策を総合的かつ積極的に推進

2 講じようとする施策

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底
- (3) 安全運転の確保
- (4) 車両の安全性の確保
- (5) 道路交通秩序の維持
- (6) 救助・救急活動の充実
- (7) 被害者支援の充実と推進
- (8) 研究開発及び調査研究の充実

2 講じようとする施策

- (1) 鉄道交通環境の整備
- (2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- (3) 鉄道の安全な運行の確保
- (4) 鉄道車両の安全性の確保
- (5) 救助・救急活動の充実
- (6) 被害者支援の推進
- (7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止
- (8) 研究開発及び調査研究の充実

2 講じようとする施策

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置